

美馬市建設工事一般競争入札実施要綱(平成20年美馬市告示第101号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(入札参加資格者)</p> <p>第4条 一般競争入札の参加に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者とし、その旨を入札公告及び一般競争入札の共通事項において明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負対象額が<u>3,500万円</u>(建築一式工事については<u>7,000万円</u>)以上の場合)</p> <p>(8) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。(下請代金の総額が<u>4,000万円</u>(建築一式工事については<u>6,000万円</u>)以上になることが予想される場合)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(入札参加資格の確認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 契約担当者は、前項の確認の結果を申請書類及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内(市の休日(美馬市の休日)を定める条例(平成17年美馬市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を含む。)に、入札参加資格確認通知書(様式第5号。以下「確</p>	<p>(入札参加資格者)</p> <p>第4条 一般競争入札の参加に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次の各号のすべての要件を満たす者とし、その旨を入札公告及び一般競争入札の共通事項において明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。(請負対象額が<u>4,000万円</u>(建築一式工事については<u>8,000万円</u>)以上の場合)</p> <p>(8) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。(下請代金の総額が<u>4,500万円</u>(建築一式工事については<u>7,000万円</u>)以上になることが予想される場合)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(入札参加資格の確認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 契約担当者は、前項の確認の結果を申請書類及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内(市の休日(美馬市の休日)を定める条例(平成17年美馬市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を含む。)に、入札参加資格確認通知書(_____以下「確</p>

認通知書」という。)により入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、当該電子入札システムにより通知するものとする。

3・4 (略)

(設計図書等の閲覧等)

第10条 (略)

2～5 (略)

6 入札参加資格者は、設計図書等について質問があるときは、質問事項を記載した書面(以下「質問書」という。)を持参又は郵送により提出することができる。この場合において、質問書の提出期間及び提出場所 _____については、入札公告において明らかにするものとする。

7・8 (略)

認通知書」という。)により入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、当該電子入札システムにより通知するものとする。

3・4 (略)

(設計図書等の閲覧等)

第10条 (略)

2～5 (略)

6 入札参加資格者は、設計図書等について質問があるときは、質問事項を記載した書面(以下「質問書」という。)を_____提出することができる。この場合において、質問書の提出期間、提出場所及び提出方法については、入札公告において明らかにするものとする。

7・8 (略)